見守りセキュリティサービス【SAFE-1】セルフプラン契約約款

改訂新旧対照表 改訂(新) 現 行(旧) 第3条 提供するサービスの内容 第3条 提供するサービスの内容 1. 本サービスは、ご利用者宅に設置された端末機器が異常を感知した情報およびメンテナンス情報等を、あらかじめ登録されたメールアドレスに自動通知するサービスです。なお、本サービスは、株式会社スリーSが所有するシステムを使用して提供します。お客様は、株式会社スリーSのシステムに利用者の氏名・住所・登録メールアドレス等が登録されることをあらかじめご承諾のうえ、お申込いただくものとします。 録されたメールアドレスに自動通知するサービスです。なお、本サービスは、株式会社スリーSが所有するシステムを使用して提供します。お客様は、株式会社スリーSのシステムに利用者の氏名・住所・メールアドレスが登録されることをあらかじめご承諾のうえ、お申込いただくものとします。

削除

第15条 損害賠償

当社は、本サービス提供時に損害が発生した場合について、以下のとおり定めます。なお、契約者および利用者に対して同等の条件を適用します。ただし清算は契約者と当社の間で行うものとします。

1. 当社の責任による損害賠償の対象

当社の責任に帰すべき事由により端末機器が故障したことに起因する損害

2. 賠償額

当社は次の賠償額を限度として契約者に損害金をお支払いします。ただし、契約者は上記損害発生の日(旅行等の長期外出時は帰宅後)から10日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。

- ① 人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで
- ② 現金・貴重品は損害総額で1億円まで

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

3. 義務・債務の不履行時における損害賠償

契約者および利用者事由により本契約が解除された際は、当社に発生した損害および弁護士費用等について、 当社は契約者に請求する権利を有するものとします。

4. 免責事項

以下の項目に該当する損害の場合、当社は責任を負わないものとします。

- ① 本約款に定めた各条項を契約者または利用者が履行しないことに起因する損害。
- ② 本約款に定める当社対応事項を、当社が履行したにもかかわらず発生した損害
- ③ お客様または当社事由にかかわらず、本サービスが提供されなかったことに起因する損害
- ④ 契約料金をお支払いいただけない間に発生した損害(ただし、この場合、未払い契約料金の支払い義務を引き続き有するものとします。)
- ⑤ 契約時に通知いただいた事業内容の変更または新たな事業の開始について、当社に通知が行なわれないことに起因する損害
- ⑥ 天災地変・社会的混乱等の不可抗力事由に起因する損害

第17条 クーリングオフ

- 1. 本サービスは訪問販売等に関する法律(クーリングオフ制度)の対象となります。
- 2. 申込を当社が受領した日含む8日間は、サービスの提供を受けた場合においても、書面(ハガキ等)により本契 約の解約を行う事ができます。解約の効力は書面を発信したとき(郵便消印日付)より生じます。ただし、サービ スの対価が3,000円未満の場合は、クーリングオフ制度の対象となりません。
- 3. 本契約が解約された場合、既に代金の一部を支払われている場合は、直ちにその金額を返還します。
- 4. 本契約が解約された場合、当社は契約者に、解約自体から生じた損害の賠償を請求しません。

- ⑦ 契約者および利用者の故意・過失による損害
- ⑧ 端末機器のメンテナンス中に発生した損害
- ⑨ 端末機器の当社の責任によらない故障、回線の障害(電気通信事業者の設備故障・保守・通信規制等に起 因するものを含む)等の理由による異常未通知に伴う損害
- ⑩ 契約者および利用者の故意・過失にかかわらず、端末機器を適正に設置・管理していない事による損害
- ① 本サービスによって異常情報が通知されるまたは通知されないことに起因する損害

第18条 クーリングオフ

- 1. クーリングオフ制度: 訪問販売等に関する法律 (クーリングオフ制度) の対象となります。 本契約書を受領した日を含む8日間は、サービスの提供を受け、かつ代金を完済した場合で その代金 (税別) が3,000円未満の場合を除き、書面 (ハガキ等) により本契約の解約を行うことができます。解約の効力は書面を発信した場合 (郵便消印日付) より生じます。
- 2. 解約された場合、機器撤去工事等に要する費用は当社が負担します。また、既に代金の一部を支払われている場合は、直ちにその全額を返還します。
- 3. 解約された場合、当社はお客様に、解約自体から生じた損害の賠償請求または違約金を請求しません。

※本約款は、2023年4月1日から適用します。

東急セキュリティ駆けつけサービス《S1》契約約款

改訂新旧対照表

第2条 約款の運用

1. 当社は、当社の定める本約款および全国警備業協会の定める「消費者契約に関するガイドライン」に基づき、契約者よび利用者、出動を依頼できる方に対し、本サービスを提供します。当社は、当社と契約者とで締結する主契約に付随するサービスとして、本サービスを提供します。なお、本約款は、本約款の定めを主契約約款の定めに優先して適用することとし、本約款に定めのない事項に関しては主契約約款の条項を適用するものとします。

改 訂(新)

第2条 約款の運用

1. 当社は、当社の定める本約款および全国警備業協会の定める「消費者契約に関するガイドライン」に基づき、契約者および利用者、登録者に対し、本サービスを提供します。当社は、当社と契約者とで締結する主契約に付随するサービスとして、本サービスを提供します。なお、本約款は、本約款の定めを主契約約款の定めに優先して適用することとし、本約款に定めのない事項に関しては主契約約款の条項を適用するものとします。

現 行(旧)

※本約款は、2023年4月1日から適用します。